

計画の改定について

- (1) 現計画期間 : 平成30年度～令和5年度（6年間）
- (2) 現計画の位置づけ : **医療法により保健医療計画に規定を義務づけられているもの（医療従事者の確保に関する事項）**
- (3) 基本的な考え方 : 「働き続けられる環境の整備」を土台に、「必要となる看護職員総数の確保」、「看護の質向上」、「在宅医療・訪問看護提供体制の充実」の3本を施策の柱として、看護職員確保対策を総合的に推進
- (4) 現計画の構成 : ①奈良県の看護職員確保に関する現状と課題 ②看護師確保に関する基本的な考え、方針、目標 ③取り組むべき施策 等
- (5) 新計画期間 : 令和6年度～令和11年度（6年間）＜令和5年度に改定＞
- (6) 改定のポイント : 国のガイドラインを踏まえて、現計画の評価を行い、新計画を策定